官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八七）　二
〔法規的告示〕
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（厚生労働二四二）　三
〔その他告示〕
○棚田地域振興法第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を指定する件
（総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境二）　三
○日本青年海外協力隊の派遣に関する日本国政府とエティオピア帝国政府との間の交換公文の一部改正に関する書簡の交換に関する件
（外務三五六）　四
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とウクライナ政府との間の書簡の交換に関する件
（同三五七）　五
○返納を命じた旅券を無効とする件
（同三五八）　五
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件
（国土交通八八四）　六
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁八）　六
○道路に関する件
（関東地方整備局一九八、一九九）　六
○道路に関する件
（中部地方整備局八五）　六
○道路に関する件
（中国地方整備局六五）　六
○都市計画に関する件
（四国地方整備局五〇、五一）　六
〔国会事項〕
最高裁判所
官庁事項　六
〔人事異動〕
最高裁判所　六
〔叙位・叙勲〕
最高裁判所　七
〔官庁報告〕
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　七
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（大阪労働局最低賃金公示一、広島同四、山口同一）　七
日本国に帰化を許可する件
（法務省告示配九七）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁　八
有権者申出方、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　八
裁判所　九
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　三〇

省　令

○厚生労働省令第八十七号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の三第三項及び第十二条の二第一項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条の三　病院等の管理者は、法第六条の三第三項の規定により、同条第一項の規定による書面の閲覧に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この章、第二章並びに第五章第三節及び第四節において「電磁的方法」という。）であつて次項に掲げるものにより提供するときは、あらかじめ、医療を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及びファイルへの記録の方式を示さなければならない。	**第一条の三**　病院等の管理者は、法第六条の三第三項の規定により、同条第一項の規定による書面の閲覧に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この章において「電磁的方法」という。）であつて次項に掲げるものにより提供するときは、あらかじめ、医療を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及びファイルへの記録の方式を示さなければならない。
2　（略）	2　（略）
第一条の八の三　妊婦又は産婦（以下この条から第一条の八の五まで及び第十五条の三において「妊婦等」という。）の助産を担当する助産師は、法第六条の四の三第一項の規定により、助産所の管理者（出張のみによつてその業務に従事する助産師にあつては当該助産師。次条及び第一条の八の五において同じ。）が当該妊婦等の助産を行うことを約したときに、当該妊婦等又はその家族に対し同項に規定する書面を交付して適切な説明を行わなければならない。	**第一条の八の三**　妊婦又は産婦（以下この条から第一条の八の五まで及び第十五条の三において「妊婦等」という。）の助産を担当する助産師は、法第六条の四の二第一項の規定により、助産所の管理者（出張のみによつてその業務に従事する助産師にあつては当該助産師。次条及び第一条の八の五において同じ。）が当該妊婦等の助産を行うことを約したときに、当該妊婦等又はその家族に対し同項に規定する書面を交付して適切な説明を行わなければならない。
2　法第六条の四の三第一項の規定による書面の交付には、当該書面に記載すべき事項を母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第一項の規定により当該妊婦等に対し交付された母子健康手帳に記載する方法により提供することを含むものとする。	2　法第六条の四の二第一項の規定による書面の交付には、当該書面に記載すべき事項を母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第一項の規定により当該妊婦等に対し交付された母子健康手帳に記載する方法により提供することを含むものとする。

第一条の八の四　法第六条の四の三第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

第一条の八の五　助産所の管理者は、法第六条の四の三第二項の規定により、同条第一項の規定による書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて第三項に掲げるものにより提供するときは、あらかじめ、妊婦等又はその家族に対し、その用いる電磁的方法を示し、承諾を得なければならない。

2　（略）

3　法第六条の四の三第二項に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次のとおりとする。

一　（略）

二　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに法第六条の四の三第一項に規定する書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

4　（略）

第九条の二　（略）

2　前項の報告書は、次に掲げる方法のいずれかにより、毎年十月五日までに都道府県知事に提出するものとする。

一　電磁的方法を利用して当該提出をすべき地域医療支援病院の開設者及び都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法

二　書面の提出

3　前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に第一項の報告書に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、法第十二条の二第一項の規定により提出をすべき地域医療

第一条の八の四　法第六条の四の二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

第一条の八の五　助産所の管理者は、法第六条の四の二第二項の規定により、同条第一項の規定による書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて第三項に掲げるものにより提供するときは、あらかじめ、妊婦等又はその家族に対し、その用いる電磁的方法を示し、承諾を得なければならない。

2　（略）

3　法第六条の四の二第二項に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次のとおりとする。

一　（略）

二　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに法第六条の四の二第一項に規定する書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

4　（略）

第九条の二　（略）

2　前項の報告書は、毎年十月五日までに都道府県知事に提出するものとする。

（新設）

（新設）

改正後	改正前
支援病院の開設者が、当該開設者及び都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、当該情報を閲覧することができる方式に従つて行うものとする。	（新設）
4　第一項の報告書の提出は、前項の規定により当該開設者が厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録をした時に都道府県知事に到達したものとみなす。	
5　（略）	3　（略）
第九条の二の二　（略）	**第九条の二の二**　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）
6　前条第五項の規定は、法第十二条の三第二項の規定により、厚生労働大臣が第一項の報告書の内容を公表する場合について準用する。	6　前条第三項の規定は、法第十二条の三第二項の規定により、厚生労働大臣が第一項の報告書の内容を公表する場合について準用する。
第九条の二の三　（略）	**第九条の二の三**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　第九条の二第五項の規定は、法第十二条の四第二項の規定により、厚生労働大臣が第一項の報告書の内容を公表する場合について準用する。	4　第九条の二第三項の規定は、法第十二条の四第二項の規定により、厚生労働大臣が第一項の報告書の内容を公表する場合について準用する。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百四十二号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正し、令和七年一月三十一日以後に解散した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）について適用する。ただし、同月三十日以前に存続厚生年金基金が解散した場合における同法附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出については、なお従前の例による。

令和七年九月十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

改正後	改正前
別表第一	**別表第一**
（略）　（略）	（略）　（略）
令和六年度　年〇・六六パーセント	令和六年度（同年度の四月から六月までの期間に限る。）　年十五・四二パーセント
令和七年度（同年度の四月から六月までの期間に限る。）　年十七・三九パーセント	令和六年度（同年度の七月から九月までの期間に限る。）　年マイナス十三・五三パーセント
（削る）　（削る）	令和六年度（同年度の十月から十二月までの期間に限る。）　年十八・三九パーセント

（傍線部分は改正部分）

その他告示

○総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、告示第二号

棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を次のとおり指定する。

令和七年九月十六日

総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子
農林水産大臣　小泉進次郎
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

指定棚田地域は、次の表の市町村名欄に掲げる市町村の区域のうち、旧市町村名欄に掲げる旧市町村の区域（昭和二十五年二月一日における市町村の区域をいう。）とする。

区域		
都道府県名	郡名	市町村名	旧市町村名
富山県		魚津市	上野方村
福岡県		八女市	笠原村

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○外務省告示第三百五十六号

令和六年四月十九日にアディスアベバで、日本青年海外協力隊の派遣に関する日本国政府とエティオピア帝国政府との間の交換公文の一部改正に関する次の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国との間に行われた。

令和七年九月十六日

外務大臣　岩屋　毅

（ＪＩＣＡ海外協力隊の派遣取極の一部改正に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、エティオピア帝国へのＪＩＣＡ海外協力隊の派遣に関する日本国政府とエティオピア帝国政府との間の千九百七十一年十一月九日付けの交換公文（以下「交換公文」という。）に関し、日本国政府の代表者とエチオピア連邦民主共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

1　交換公文中「エティオピア帝国」を「エチオピア連邦民主共和国」に改める。

2　交換公文の1を次のように改める。

1　協力隊員は、エチオピア連邦民主共和国政府の要請に基づき、両政府の権限のある当局の間で別個に合意される派遣計画により、日本国において効力を有する法令に従い、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）によってエチオピア連邦民主共和国に派遣される。日本国政府の権限のある当局は外務省であり、エチオピア連邦民主共和国政府の権限のある当局は財務省である。

3　交換公文の2から4までを削り、1の次に次の2を加える。

2　予算措置がとられることを条件として、協力隊員の日本国とエチオピア連邦民主共和国との間の渡航費及びエチオピア連邦民主共和国における生活手当はＪＩＣＡによって負担され、また、協力隊員の任務の遂行に必要な設備、機械、自動車及び資材についてもＪＩＣＡによって使用に供される。

4　交換公文の5を次のように改める。

3　ＪＩＣＡは、エチオピア連邦民主共和国における協力隊員の活動に関連してＪＩＣＡによって与えられる任務を遂行するための協力隊員の駐在員一名及び調整員（以下それぞれ「駐在員」及び「調整員」という。）を派遣する。

5　交換公文の6を4とする。

6　交換公文の新たな4(e)を次のように改める。

(e)　各協力隊員に対し、適当な無料の住居施設又は適当な無料の住居施設が利用可能でない場合には、住居手当のための適当な月ごとの補助金を供与する。

7　交換公文の新たな4の次に次の5及び6を加える。

5　エチオピア連邦民主共和国政府は、協力隊員の任務の遂行に起因し、当該任務の遂行中に発生し、又は当該任務の遂行に関連して当該協力隊員に対する請求が生じた場合には、当該請求について責任を負う。ただし、当該請求が当該協力隊員の重大な過失又は故意から生じたことについて両政府が合意する場合は、この限りでない。

6　エチオピア連邦民主共和国政府は、エチオピア連邦民主共和国に滞在中の協力隊、駐在員及び調整員並びにこれらの者員の家族の安全を確保するために必要な措置をとる。

本使は、更に、この書簡及びエチオピア連邦民主共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十四年四月十一日にアディスアベバで

エチオピア連邦民主共和国駐在

日本国特命全権大使　柴田裕憲

エチオピア連邦民主共和国

財務国務大臣　セメリタ・サワソ閣下

（エチオピア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、二千二十四年四月十一日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、エチオピア連邦民主共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十四年四月十九日にアディスアベバで

エチオピア連邦民主共和国

財務国務大臣　セメリタ・サワソ

エチオピア連邦民主共和国駐在

日本国特命全権大使　柴田裕憲閣下

（日本青年海外協力隊の派遣に関する日本国政府とエティオピア帝国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国とエティオピア帝国との間の技術協力を促進するため日本青年海外協力隊（以下「協力隊」という。）をエティオピア帝国に派遣することに関し、日本国政府とエティオピア帝国政府の代表者との間でエティオピア帝国において行われた最近の討議に言及する光栄を有します。本使は、これらの代表者の間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認いたします。

1　日本国政府は、エティオピア帝国政府の要請に基づき、日本国の現行法令に従い、かつ、予算措置がとられることを条件として、両政府間で別個に合意される計画に従ってエティオピア帝国の社会的及び経済的開発活動に従事する協力隊の隊員をエティオピア帝国に派遣する。

2　エティオピア帝国政府は、選抜に先だち協力隊の各隊員のための作業内容の説明を日本国政府に提供する。作業内容の説明は、協力隊の各隊員の任務及び必要とされる資格を定めるものとする。

日本国政府は、協力隊の各隊員に関するすべての入手可能な情報をエティオピア帝国政府に提供する。

3　日本国政府は、協力隊の隊員の日本国とエティオピア帝国との間の渡航費を負担し、協力隊の隊員のエティオピア帝国における任務中その生活手当を支給し、並びに協力隊の隊員の任務の遂行に必要な機械、器具、材料及び医薬品を供与する。

4　協力隊の隊員は、その任務の遂行に際し、エティオピア帝国政府又は任命される機関若しくは機構の指示のみに従う。協力隊の隊員は、随時効力を有しているエティオピア帝国政府の規則及び命令に従う。

5　日本国政府は、エティオピア帝国における協力隊の活動に関連して日本国政府が与える任務を遂行するための協力隊の駐在員一人及び調整員二人を派遣する。

6　エティオピア帝国政府は、次のことを行なう。

(a)　協力隊の駐在員、調整員及び隊員に日本国から送付される手当及び給付に対し又はこれらに関連して課される所得税その他すべての種類の課徴金を免除すること。

(b)　協力隊の駐在員、調整員及び隊員の任務の遂行に必要な機械、器具、材料その他の物品の輸入に対し又はこれに関連して課される関税その他すべての種類の課徴金を免除すること。

(c)　協力隊の駐在員、調整員及び隊員の身回品及び家庭用品の輸入に対し又はこれに関連して課される関税その他すべての種類の課徴金を免除すること。ただし、それらの物品が着任後六箇月以内に輸入され、かつ、任務の完了に際して再輸入されること若しくは現地で売却される場合には、関税その他課徴金を支払うことを条件とする。

(d)　駐在員及び調整員が公務に使用する一人につき一台の自動車を免税で輸入することを認めること。ただし、現地で売却される場合には、相当の輸入税を支払うものとする。

(e)　協力隊の各隊員に対し、適当な無料の住居施設若しくは適当な無料の住居施設が得られない場合には、住居費のための適当な月極めの補助金を供与する。この住居施設に関する細目取極は、1にいう計画中に定める。

7　両政府は、協力隊の計画の実施を成功させるため随時協議する。

8　前記の了解は、両政府間の交換公文によって修正することができ、かつ、一方の政府が他方の政府に対しこの了解を終了させる意思を六箇月前に書面によって通告することにより終了させることができる。

本使は、さらに、前記の了解がエティオピア帝国政府にとつて受諾しうるものであるときには、この書簡及び閣下の返簡が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずる日本国政府とエティオピア帝国政府との間の合意を構成するものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十一年十一月九日にアディス・アベバで

日本国大使　瓜生復男

エティオピア帝国政府

企画委員会委員長

アト・テカリグン・ゲダム閣下

（エティオピア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本委員長は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する栄光を有します。

（日本側書簡）

本委員長は、さらに、閣下の書簡に述べられている了解をエティオピア帝国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものであることに同意する栄光を有します。

本委員長は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十一年十一月九日にアディス・アベバで

エティオピア帝国政府

企画委員会委員長　テカリグン・ゲダム

日本国大使　瓜生復男閣下

○外務省告示第三百五十七号

令和七年八月二十日にキーウで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウクライナ政府との間に行われた。

令和七年九月十六日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億二百万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日本側　中込正志在ウクライナ大使

ウクライナ側　ナタリア・アリウシナ国家公務員庁長官

○外務省告示第三百五十八号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和七年九月一日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかつたので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失つた。

令和七年九月十六日

外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年九月一日

発行年月日　令和五年七月二十四日

旅券番号　TT四一一六九〇五

○国土交通省告示第八百八十四号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の九の規定により、同規則第十八条の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があつたので、同規則第十八条の十八第二号の規定により、公示する。

令和七年九月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

(一)　登録番号　39

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

公益社団法人　全国解体工事業団体連合会

(三)　変更後の登録基幹技能者講習を行う者の住所

東京都中央区日本橋三丁目十四番地五号　祥ビル五階

(四)　変更後の登録基幹技能者講習事務を行う事務所の所在地

東京都中央区日本橋三丁目十四番地五号　祥ビル五階

(五)　変更年月日　令和七年二月十日

○観光庁告示第八号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会（登録研修機関第十八号）から代表者の氏名を変更する届出があつたので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和七年九月十六日

観光庁長官　村田　茂樹

一　代表者の氏名の変更

変更前	二階　俊博
変更後	近藤　幸二

二　変更の年月日　令和七年六月二十五日

○関東地方整備局告示第百九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

山梨県南巨摩郡身延町下山字清水澤七八七三番一から同町下山字清水澤七九六九番一まで　前　三〇・一八～三八・九一（メートル）　後　三〇・〇二九～三八・〇二九（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

山梨県南巨摩郡身延町波木井字古屋敷二八〇七番二から同町波木井字大切二九二八番一まで　前　六三・〇〇～八五・一〇〇（メートル）　後　六三・〇〇～八五・一〇〇（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○中部地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十六日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長　備考

下呂市門原字牧ケ平五五五番一から同市三原字カメガイシ五三五番一まで　前　BA　一二・八七～二〇・四四～一〇八・八〇（メートル）　五七・二四　後　BA　一二・八七～二〇・四四～一四三・四四（キロメートル）　三・〇九七　二・八七六　上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中国地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十六日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号及び百八十四号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

三次市粟屋町三二四一番一五から同市粟屋町三二四一番七まで　前　二〇・〇〇～二四・〇〇（メートル）　後　二三・一〇～四四・五〇（キロメートル）　〇・〇六五

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年九月十六日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十九年四国地方整備局告示第七十八号新居浜都市計画道路事業三・四・四号西町中村線

三　事業施行期間　自平成二十九年九月八日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年九月十六日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　新居浜都市計画道路事業三・五・二十二号西原松神子線

三　事業施行期間　自令和七年九月十六日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛媛県新居浜市高津町、桜木町、宇高町一丁目及び宇高町二丁目地内

使用の部分　なし

国会事項

参議院

臨時国会召集要求書送付

九月十一日議長は、議員斎藤嘉隆外百二十名から内閣総理大臣宛の次の臨時国会召集要求書が提出されたのでこれを内閣に送付した。

臨時国会召集要求書

我々野党十党派は、国政の停滞が国民生活に重大な影響を与えている現状を深く憂慮し、臨時国会の速やかな召集を強く要求する。去る七月二十日の参議院選挙において、国民は物価高騰や実質賃金の伸び悩み、社会保障制度の将来不安など、切実な生活課題に対する政治の対応を厳しく問うた。選挙で示されたこの明確な意思を、国会における論戦を通じて政策へ直ちに反映させることこそ、民主主義の根幹である。

しかしながら、投開票日からすでに二カ月近くが経過しているにもかかわらず、政府・与党は国会を開かず、国民への説明責任を果たしていない。その背景には、自民党内部の深刻な対立と主導権争いがあり、政権運営に大きな停滞と混乱を招いていることは明らかである。さらに、総裁選をいわゆる「フルスペック」で実施すれば、国会の空白は三カ月近くにも及ぶこととなり、ガソリン暫定税率の廃止、日米貿易交渉に伴う関税措置の影響緩和、災害対策、経済対策等に不可欠な補正予算の編成など、喫緊の課題に対する政府の対応が著しく遅延することが強く懸念される。かかる長期に及ぶ政治の空白は、国民生活に直接的かつ重大な影響を及ぼすものであり、断じて看過することはできない。よってここに、日本国憲法第五十三条及び国会法第三条に基づき、立憲民主・社民・無所属、国民民主党・新緑風会、日本維新の会、参政党、日本共産党、れいわ新選組、日本保守党、沖縄の風、チームみらい及び社会民主党に所属する参議院議員は、速やかに臨時国会を召集するよう強く求める。

令和七年九月十一日

代表者　斎藤　嘉隆

伊藤　孝恵

柴田　巧

梅村みずほ

仁比　聡平

伊勢崎賢治

北村　晴男

伊波　洋一

安野　貴博

福島みずほ

他百十一名

青木愛外百十名連名

内閣総理大臣　石破　茂殿

臨時国会召集要求書送付通知

九月十一日本院事務総長から衆議院事務総長宛、本院議員斎藤嘉隆外百二十名から臨時国会召集要求書が提出されこれを内閣に送付した旨通知した。

人事異動

最高裁判所

高等裁判所長官

仙台高等裁判所長官に補する　永渕　健一

静岡地方裁判所判事・静岡簡易裁判所判事

東京高等裁判所判事に補する　吉崎　佳弥

部の事務を総括する者に指名する

東京簡易裁判所判事・東京地方裁判所判事　徳岡　治

最高裁判所事務総局人事局長を免ずる

静岡地方裁判所判事に補する

静岡地方裁判所長を命ずる

静岡簡易裁判所判事に補する

静岡簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する　同

部の事務を総括する者の指名を解く　板津　正道

最高裁判所事務総局人事局長を命ずる

千葉地方裁判所判事兼千葉家庭裁判所判事　戸苅　左近

東京地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する　内田　暁

千葉地方裁判所判事に補する

兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する

千葉簡易裁判所判事・東京簡易裁判所判事　佐藤　哲郎

東京地方裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　前澤　達朗

司法研修所教官に充てることを解く

東京高等裁判所判事に補する　鈴木　昭洋

部の事務を総括する者の指名を解く

司法研修所教官に充てる

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　和波　宏典

東京高等裁判所事務局長を免ずる

東京地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する　同

東京高等裁判所事務局長を命ずる

横浜家庭裁判所判事・横浜簡易裁判所判事　平野　望

静岡地方裁判所判事に補する

静岡地方裁判所沼津支部勤務を命ずる

兼ねて静岡家庭裁判所判事に補する

静岡家庭裁判所沼津支部勤務を命ずる

沼津簡易裁判所判事に補する（以上九月八日）

山口家庭裁判所判事兼山口地方裁判所判事・岩国簡易裁判所判事　岡田　総司

大阪家庭裁判所判事に補する

大阪家庭裁判所岸和田支部勤務を命ずる

兼ねて大阪地方裁判所判事に補する

大阪地方裁判所岸和田支部勤務を命ずる

岸和田簡易裁判所判事に補する（九月九日）

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　渡邉達之輔

最高裁判所事務総局行政局第一課長を免ずる

最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる

東京高等裁判所判事に補する

同　佐藤　彩香

最高裁判所事務総局秘書課参事官を免じ

最高裁判所事務総局行政局第一課長を命ずる

兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる

同　松川　春佳

最高裁判所事務総局秘書課参事官を命ずる（以上九月十日）

○定年退官

高等裁判所長官小野瀬厚は九月七日限り定年退官

簡易裁判所判事春野浩二は九月七日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する
久高　弘
従五位に叙する（各通）
佐川　文夫　高田　充也　堀江　良典
中島　直　波間　純男　刀根　健自
前田　成彬　村松　博己　原田　龍二
正六位に叙する（各通）
石坂　薫　今川　正途　横川　清
貝森　毅彦　田中　潔　緒形　浩
堀江　榮次　藤田　勇
従六位に叙する（各通）
大久保昭男　小野寺富雄　渡邊　龍夫
正七位に叙する（各通）
高木　昭暢
従七位に叙する（以上八月四日）
（京都大学名誉教授）
（兵庫教育大学名誉教授）
正四位に叙する（各通）
（信州大学名誉教授）
従四位に叙する
正五位に叙する
従五位に叙する
大滝　浩　武田　弘
玉木　貞子　濱　道治
正六位に叙する（各通）
上藤　賢生　遠藤　實
坂爪　敏榮　澤田美紀人
西川昭三郎　濱村　幹雄
張替　勝雄　福元　志郎
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する（以上八月五日）
（大阪大学名誉教授）
正四位に叙する
従四位に叙する
正五位に叙する

今村　正吉　本島　利夫
従五位に叙する（各通）
安達　健二　尾野　晧三　寺門　信行
松江　清史　森村　靜馬　柳　健一郎
正六位に叙する（各通）
市瀬　武彦　宇都宮精之助　黄倉　幸博
小畑　芳樹　河野　晴夫　北村　義雄
小林　力　笹　公郷　行木　秀一
山岸　亮一　山下　克清
従六位に叙する（各通）
糸賀　章　今野　昭男
正七位に叙する（各通）
乾　義美　桂　豊　山崎　勝
従七位に叙する（各通）（以上八月六日）　早野　恒一
従四位に叙する（八月七日）　釜本　邦茂
正五位に叙する（八月十日）

○叙勲

旭日双光章を授ける（八月五日）　張替　勝雄
旭日双光章を授ける　市瀬　武彦
旭日単光章を授ける（以上八月六日）　小林　正司
堀江　良典
瑞宝小綬章を授ける
大久保昭男　貝森　毅彦　中島　直
波間　純男　村松　博己
瑞宝双光章を授ける（各通）　高木　昭暢
瑞宝単光章を授ける（以上八月四日）
（兵庫教育大学名誉教授）　神部　宏泰
（信州大学名誉教授）　嶋崎　昭典
瑞宝中綬章を授ける（各通）
上藤　賢生　澤田美紀人　濱村　幹雄
日野　重忠　福元　志郎
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上八月五日）　黄倉　幸博
安達　健二　宇都宮精之助　笹　公郷
尾野　晧三　小畑　芳樹　山下　克清
寺門　信行　松江　清史
瑞宝双光章を授ける（各通）
因幡　一美　近藤　晋
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月六日）　早野　恒一
瑞宝小綬章を授ける（八月七日）

官庁報告

官庁事項

四国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定により次のとおり公示する。

令和７年９月16日

四国地方整備局長　豊口　佳之

道路の種類　路線名　区間
一般国道　33号　松山市北井門二丁目513番１から同市東石井五丁目319番１までの上下線

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和７年９月16日

四国地方整備局長　豊口　佳之

道路の種類　路線名　区間
一般国道　11号　松山市中村二丁目108番10から同市勝山町一丁目２番３までの上下線

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大阪府最低賃金（昭和56年大阪労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月16日

大阪労働局長　高橋　秀誠

第４号中「１時間1,114円」を「１時間1,177円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、広島県最低賃金（昭和55年広島労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月16日

広島労働局長　小沼　宏治

第４号中「１時間1,020円」を「１時間1,085円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年11月１日から効力を生ずる。

山口労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山口県最低賃金（昭和55年山口労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月16日

山口労働局長　鈴木　輝美

第４号中「１時間979円」を「１時間1,043円」に改める。

公　　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人新堀敏彦の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年９月16日　　名古屋法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可決定

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３０２８号
大阪市淀川区西中島４丁目９番28号
清算株式会社　株式会社ＮＣＴ
代表清算人　下向　峰子
１　決定年月日　令和７年９月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１００６号
兵庫県三木市末広３丁目10番３号
清算株式会社　株式会社イスペット
代表清算人　藤田　眞一
１　決定年月日　令和７年９月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００４号
山形県最上郡最上町大字大堀987番地
清算株式会社　株式会社ＳＫ
１　決定年月日　令和７年９月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
山形地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第３０２２号
大阪市中央区北久宝寺町２丁目１番７号本町和光ビル内
清算株式会社　株式会社吉川化学工業所
１　決定年月日　令和７年９月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月十六日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番一号渋谷マークシティ一一階Ｅ三

（甲）ＧｒｏｕｐＸ株式会社

代表取締役　佐藤　文浩

東京都港区西麻布一丁目四番一七号

（乙）ＮＭ株式会社

代表取締役　佐藤　馨柔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十六日

東京都品川区小山三丁目一四番二号

（甲）合同会社センチュリー川口

代表社員　髙橋　宏樹

東京都品川区小山三丁目一四番二号

（乙）合同会社リシャール橋本

代表社員　髙橋　宏樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.ihi.co.jp/iis/

（乙）https://www.ihi.co.jp/iik/company/public_notice/index.html

令和七年九月十六日

大阪府堺市堺区大浜西町三番地

（甲）株式会社ＩＨＩインフラシステム

代表取締役　井上　学

東京都江東区豊洲三丁目一番一号

（乙）株式会社ＩＨＩインフラ建設

代表取締役　森内　昭

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併については令和七年九月三日付で広島県知事の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十六日

広島市安佐南区西原五丁目五番一〇号

（甲）医療法人広島ハートセンター

理事長　木村　祐之

広島市安佐南区祇園二丁目一三番二〇号

（乙）医療法人医真会

理事長　山口　一敏

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社フォーユー（住所愛知県春日井市町田町一丁目二一番地）に対して当社のシートシャッター・パーテーションに関する事業に属する営業の権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年一月二十三日

掲載頁　七十六頁（号外第十三号）

令和七年九月十六日

愛知県春日井市美濃町二丁目九番地

コンテックフォーユー株式会社

代表取締役　近藤　峰生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十六日

福島県郡山市田村町東山一丁目三番地の四四

合同会社酒井起業

代表社員　酒井　亮一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、組織変更後の商号はＷａｎｏｚｅｎ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十六日

東京都豊島区南大塚二丁目一一番一〇号ミモザビル三階

和野善合同会社

代表社員　大平　峻也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十六日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ

合同会社キャリアデザインコンサルティング＆ラボ

代表社員　加藤　貴之

代表社員　佐中　雅治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十六日

東京都中央区八重洲二丁目一番一号ＹＡＮＭＡＲ・ＴＯＫＹＯ一二階

あいどな合同会社

代表社員　渡邊　光五

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十六日

大阪府大阪市西区京町堀三丁目一番三号四〇四

合同会社ｓｗａｇ．ｃ

代表社員　船越　良

効力発生日変更公告

当社は、令和七年十月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年一月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年九月十六日

東京都江東区南砂一丁目二三番一五号

山三交通株式会社

代表取締役　秋山　利裕

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月十六日

北海道旭川市西神楽一線一四号二五八番地二

田野木村有限会社

代表取締役　田野　大雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月十六日

東京都杉並区下井草三丁目四〇番一三号

ビーハイム栗山二〇二　株式会社ＩＧＵ

代表取締役　海江田智也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月十七日

掲載頁　六十九頁（号外第五十三号）

令和七年九月十六日

東京都渋谷区広尾五丁目二三―六長谷部第一〇ビル二階

株式会社ａｔＢ

代表取締役　岩井　和希

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月十六日

大阪府摂津市鳥飼上二丁目四番三九号

有限会社ケイテック

取締役　神田　信哉

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を五千万円減少することにいたしました。

ただし、第三者割当増資による資本金及び資本準備金の額の増加と同時に行うため、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

株主総会の決議は、令和七年九月十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

https://shelter.inc/

令和七年九月十六日

山形市松栄一丁目五番一三号

株式会社シェルター

代表取締役　木村　仁大

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億千五百二万五千円、資本準備金の額を二億二千四百九十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月十六日

名古屋市中区錦三丁目一九番一七号

ＥｌｅｃｔｒｉｃＧｒｏｕｐ2株式会社

代表取締役　加藤　弘貴

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十月一日を基準日と定め、同日午前零時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年九月十六日

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

株式会社ミズカラホールディングス

代表取締役　村岡　大樹

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十月一日を基準日と定め、同日午前零時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年九月十六日

福岡県北九州市戸畑区牧山一丁目一番三六号

豊山株式会社

代表取締役　飯田眞一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十六日

北海道旭川市春光町一〇番地

ロータス旭川株式会社

代表取締役　真田　哲雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十六日

岩手県盛岡市津志田西一丁目二番二三号

株式会社大東環境科学

代表取締役　小山　克也

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十六日

茨城県ひたちなか市勝倉三四三三番地

株式会社高木製作所

代表取締役　高木　正美

代表取締役　高木　章三

定款変更につき通知公告

当会社は、令和七年十月一日付で、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当会社の株券は無効となります。

令和七年九月十六日

東京都中央区京橋一丁目六番一二号

大信実業株式会社

代表取締役　黄　文清

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十六日

岐阜県岐阜市下奈良一丁目二八番二号

株式会社小寺電子製作所

代表取締役　菅野　信也

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十六日

愛媛県大洲市長浜町拓海三番地二五

伊豫海運株式会社

代表取締役　松田　重義

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十六日

沖縄県浦添市大平一丁目二〇番一号

株式会社日新電器産業

代表取締役　石川清一郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である佐野和彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十六日

東京都世田谷区砧五丁目一四―二

ファウントオブナレッジ・インコーポレイテッド

日本における代表者　佐野　和彦

投資主総会開催公告

令和七年十一月二十六日に投資主総会を開催いたします。

令和七年九月十六日

東京都新宿区西新宿一丁目二〇番三号

野村不動産プライベート投資法人

株式併合につき株券提出公告及び株式併合につき通知公告

当社は、株式二千株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年十月二十日であり、同日における発行可能株式総数は六十四株となります。

つきましては、当社の株券を保有される方は、株券提出日である令和七年十月二十日までに当社にご提出下さい。

令和七年九月十六日

東京都大田区雪谷大塚町一四番一号

日本プロセス秀英堂株式会社

代表取締役　堀澤惠美子

任意清算公告

当社は、令和七年八月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十六日

静岡県富士宮市根原四五〇番地の一

富士正酒造合資会社

清算人　佐野　睦子

確定給付企業年金の清算公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金（四規　第〇一二一九一号　旧南西石油分）は、令和七年八月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和七年九月十六日

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

太陽石油株式会社

確定給付企業年金　清算人　田中　一平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千三百万円減少し三十四億九千三百五万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-audit.or.jp/balance/

令和七年九月十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九

号株式会社赤坂国際会計内

カンサイレジデンス特定目的会社

取締役　林　令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千万円減少し二十七億三千五万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　五十二頁（号外第八十五号）

令和七年九月十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九

号株式会社赤坂国際会計内

兵庫ロジ特定目的会社

取締役　林　令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億円減少し七十三億九千八百五万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://koukoku.silsphere.jp/?id=9233

令和七年九月十六日

東京都千代田区平河町一丁目六番一五号

シルスフィア会計事務所内

ジャパンレジデンス特定目的会社

取締役　稲葉　孝史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億八千万円減少し六十六億七千七百五万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　五十一頁（号外第八十五号）

令和七年九月十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九

号株式会社赤坂国際会計内

オオサカレジデンス特定目的会社

取締役　林　令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十二億二千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.akasaka-accounting.jp/balance/

令和七年九月十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九

号株式会社赤坂国際会計内

大阪通天閣特定目的会社

取締役　林　令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億円減少し二十九億四千二百三十五万三千五百円とし、優先出資二百万口を一口につき金百円をもって消却することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月八日

掲載頁　九十一頁（号外第二〇二号）

令和七年九月十六日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内

神戸エクセレンス特定目的会社

取締役　ガン・チー・テイク

訂正公告

令和七年六月十三日掲載の組織変更公告中、住所「神奈川県川崎市多摩区三田二丁目三二九七番地一三―三」とあるは「神奈川県川崎市多摩区三田二丁目三二九七番地一三―三〇二」の誤りにつき訂正します。

令和七年九月十六日

神奈川県川崎市多摩区三田二丁目三二九七番地一三―三〇二　焼き芋倶楽部合同会社

代表社員　三宅　龍二

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和四年九月五日（号外第百九十一号）官庁報告欄官庁事項の部（令和三年度における予算使用の状況（令和三年度出納整理期間を含む。）（原稿誤り）				
五七	上	一二終りから	令和	令和
令和五年九月四日（号外第百八十四号）官庁報告欄官庁事項の部（令和四年度における予算使用の状況（令和四年度出納整理期間を含む。）（原稿誤り）				
七	上	一二終りから	令和	令和
令和六年九月四日（号外第二百七号）官庁報告欄官庁事項の部（令和五年度における予算使用の状況（令和五年度出納整理期間を含む。）（原稿誤り）				
三八	上	一四	令和	令和